

NHK受信料制度等専門調査会  
第2回会合 議事要旨

■ 日時

平成22年11月9日（火） 15:00～17:00

■ 場所

NHK放送センター5階

■ 出席者

【専門調査会委員】（五十音順、敬称略）

荒井耕、安藤英義、大久保直樹、斎藤誠、宍戸常寿、山内弘隆（6名）  
（欠席者）安野智子、山野目章夫（2名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 論点提起（小委員会）
- 3 意見交換

■ 議事概要

- 1 小委員会からの論点提起および意見交換

冒頭、事務局から、前回会合の配付資料に関連して、過去の支払義務化の検討経緯、放送債券、特別契約の考え方、契約対象件数の考え方などについて、補足説明が行われた。

次に、小委員会から、別紙のメモに沿って、「受信料と受信契約に関する当面の諸課題について」に関する論点提起があり意見交換がなされた。主な発言は次のとおり。

- 最も大切なことは、公共放送の番組編集の自律であり、その担保としての財源の独立性があるということ、そのための受信料制度であり、このあり方を変えると、民間放送との二元体制そのもののあり方にもつながるということは確認すべき。
- 国会による収支予算の「承認」というガバナンスのあり方については、政治との距離をとりつつ、どのように実体的に決定されるべきか、という観点からも議論すべきではないか。
- 総括原価方式で収入・支出を検討する場合、どのくらいのスパンで設定するかが重要ではないか。現在のように人口減少が始まり、5年後からは世帯数の減少も予測されているなかでは、短期的に過ぎると、見誤ることになる。

- 総括原価方式において、資本コストをどのように認識するかは重要である。
- 追加費用がほとんど無く多重利用が可能な放送コンテンツという財の性質を考えると、チャンネル別等で費用配賦する方法が多様にあり得てしまうこととなる。そのため、チャンネル別に総括原価主義に立とうとすると、ある程度の主観的判断が入らざるを得ないのではないか。
- 料額は予算で事前に決定されているが、当然、決算における経費額は予算時とある程度異なってくる。事後的な説明責任も重要ではないか。
- 受信契約については、“契約”という形式を用いる積極的な意義について、しっかり考えてみる必要があるのではないか。
- 「負担金」と「税金」はそれほど明確に分かれているものではない。NHKの受信料を受信料たらしめている根拠について、公共料金の区分け等も参考に、考えていくべきではないか。
- 世帯を単位とする現在の契約は、茶の間にテレビが1台の時代のもの。パーソナルメディアとなった現状において、どのように考えるか。
- 割引・免除については、多様な「公平」が含意されていて、統一的な説明が見えづらい。公共放送の理念から引き出される「公平」等、何らかの観点で整理すべきではないか。
- 衛星付加受信料については、現在のような地上放送への「付加」としては問題ないと言えるのではないか。
- 今後、衛星放送における受信料をどのような方向性で整理していくべきか考える必要が生じるのではないか。そのときには、NHKオンデマンドのような対価的なサービスが伸びてきたりすることなども念頭に置いたりしながら議論する余地があるのではないか。

## 2 次回日程について

今回は同じテーマで、12月7日（火）17時30分から。